

取 扱 基 準

名 称	新潟市景観形成推進組織助成金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	新潟市景観条例第24条の規定に基づき認定された「景観形成推進組織」が、当該地区の特性を活かした景観形成の実現に向けた活動を自立的に継続できるように支援するため、学習会・研究会や調査研究活動に要する費用に助成します。
目 標	数値化■ 非数値化□
	学習会・講演会等の開催：2回／年
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	(1) 総会、役員会、その他の会議における会場借上費、資料作成費等 (2) 事務に伴う消耗品費、印刷費、通信費、図書購入費 (3) 研究会、講演会等の講師謝礼、PR に要する経費、その他良好な景観形成のための費用
補助額 及びその算定方法 又は補助率	限度額：初年度 200,000 円、2 年目以降 100,000 円 補助率：初年度 10/10、2 年目以降 1/2 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 景観形成推進組織結成の初動期は組織による費用負担が困難であることから、補助初年度のみ補助率を10/10とする。
開始時期	令和5年4月 1日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 新潟市から補助金の交付を受けている旨の記載
	〔媒体〕 チラシ・会報等の印刷物
担当部署	都市政策部 まちづくり推進課 景観・庶務グループ 電 話 025-226-2707 e-mail machisui@city.niigata.lg.jp